

申告会場

事前予約が必要です

①みよし市役所

対象

所得税のうち給与所得者・年金受給者の申告相談

■日時 2月16日(月)～3月16日(月)の平日9:00～11:00、13:00～16:00
※3月2日(月)～16日(月)は15:00まで

■場所 みよし市役所3階 研修室1～3

■予約 ①インターネット(右記QRコード) 予約受け付けは1月27日(火)9:00～3月13日(金)16:00
②電話(☎76-5116) 予約受け付けは2月2日(月)～3月13日(金)の平日9:00～16:00
※2月2日(月)は回線が大変混み合います。インターネットをご利用いただけます。時間をおいてご連絡ください。



当日予約は不可

②豊田市福祉センター

■日時 2月16日(月)～3月16日(月)の平日9:00～17:00(3月1日(日)は開設)

■場所 豊田市福祉センター4階(豊田市錦町1-1-1)

■受付 入場整理券の配付

当日配付のほか、国税庁LINE公式アカウントからオンラインでの事前発行が可能です。
※相談日の14日前から2日前まで申し込み可能です。



国税庁LINE公式アカウント

入場整理券が必要です

対象

所得税・消費税(個人)・贈与税の申告相談

②の確定申告会場では原則、ご自身でマイナンバーカードを利用したスマホ申告をしていただきますので、マイナンバーカードを持参してください。マイナンバーカードを利用したスマホ申告には、マイナンバーカードの発行時に設定した下記のパスワードが必要になりますので、準備をお願いします。

- 署名用電子証明書(英数字6～16桁)
- 利用者証明用電子証明書(数字4桁)

1月5日(月)～2月9日(月)の平日に、豊田税務署で申告相談を行います。国税庁公式LINEによる「入場整理券」の取得(相談日の14日前から2日前まで申し込み可能)、もしくは電話による「事前予約」が必要です。(☎0565-35-7777、音声案内に従い「2」を選択)

※当日の入場整理券の配布はありません

《各会場で申告できる所得と、できない所得》

収入や所得の種類		みよし市役所	豊田市福祉センター
給与所得	会社員の給料、賞与	○	○
	国民年金、厚生年金、共済年金など	○	○
	シルバー人材センターの報酬	○	○
	市役所など公的機関の委員報酬や講演料	○	○
	個人年金	○	○
	原稿料、一般の講演料、ネットオークションなど	×	○
利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得 退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得など	暗号資産取引、知人への貸付金の利子など	×	○
		×	○
			○

次のいずれかに該当する人は、豊田市福祉センターで申告してください

- みよし市在住でない
- 消費税の申告が必要
- 令和6年以前の申告が必要
- 初回の住宅借入金等特別控除がある
- 外国において支払われる公的年金がある